

建設工事及び建設工事に係る委託業務における入札保証に関する取扱要領

この要領は、建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札において、入札参加者に入札保証金を納付させる場合の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 入札の保証

- (1) 入札を執行する発注機関は、競争入札において入札の保証を求める建設工事等については、入札公告等に入札保証が必要である旨を記載しなければならない。
- (2) 入札を執行する発注機関は、入札の保証を求める場合は、入札参加者に対してその見積もる入札金額（入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金の納付を求めることとする。
- (3) 入札を執行する発注機関は各入札実施要綱・要領に定めるところにより、次のアに掲げる担保の提供等があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱いができることとする。また、イに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する取扱いができることとする。

ア 入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うことができるもの

(ア) 利付国債証券又は地方債証券の提供

(イ) 和歌山県財務規則（以下「財務規則」という。）第86条第3号に定める知事が
確実と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証

イ 入札保証金の納付を免除することができるもの

(ア) 保険会社との入札保証保険契約の締結

(イ) 金融機関又は保証事業会社との契約保証の予約

- (4) 入札保証は、一の入札において、2(1)の表に掲げる入札保証措置のいずれか一つによるものとし、二つ以上の入札保証措置は同時に選択できない。ただし、入札保証金の納付とそれ以外の入札保証措置の組み合わせは可能とする。

2 書類の提出時の取扱い

(1) 提出書類

入札を執行する発注機関は、入札の執行前に入札参加者から次の表の左の欄に掲げる入札保証措置に応じ、同表右の欄に掲げる提出書類を提出させ、入札保証措置の証拠書類として保管するものとする。

入札保証措置	提出書類
入札保証金の納付	歳入歳出外現金提出通知書兼領収証書（指定金融機関等の領収済印を受けたもの）の写し
利付国債又は地方債の提供	利付国債又は地方債の受領証書
金融機関の保証	金融機関が交付する金融機関の保証に係る保証書

入札保証保険契約の締結	保険会社が交付する入札保証保険契約に係る保険証券
契約保証の予約	金融機関又は保証事業会社の契約保証の予約証書

(2) 事務手続に関する留意事項

入札を執行する発注機関は、次に定めるところにより入札事務を執行するものとする。

ア 入札保証金

(ア) 入札保証金は、歳入歳出外現金として取扱うため、歳入歳出外現金受入票により決裁を得ること。(財務規則第 116 条等)

(イ) 入札保証金の納付については、万全を期す必要があるため、直接現金を扱うことなく、歳入歳出外現金提出通知書(手書き)を入札参加者に交付し、見積もる入札金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を指定金融機関等に払い込むよう指示すること。(財務規則第 117 条等)

※ 納付の確認は、領収書の原本の提示を受け、あわせて写しの提出を受けること。

イ 利付国債又は地方債

(ア) 建設工事等の入札保証として取扱う有価証券は利付国債又は地方債のみに限定する。

(イ) 利付国債又は地方債の出納については和歌山県保管有価証券取扱規程(昭和 39 年訓令第 10 号)によること(財務規則第 116 条、第 117 条、第 122 条等)。但し、電子化された証券の受入手続については事前に出納機関と別途協議すること。

ウ 金融機関の保証

入札参加者から金融機関の保証書の提出を受けたときは次の事項を確認すること。

(ア) 名宛人が知事であること。

(イ) 保証人は金融機関であること。

(ウ) 保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(エ) 保証委託者が入札参加者であること。

(オ) 落札者が契約を結ばない場合ことによる損害金の支払いを保証する旨の文言があること。

(カ) 保証債務の内容が、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。

(キ) 保証に係る建設工事等の工事名(建設工事に係る委託業務の場合は、業務の名称。以下同じ。)が入札公告に記載の工事名と同一であること。

(ク) 保証金額がその見積もる入札金額の 100 分の 5 以上であること。

(ケ) 保証期間は、書類の提出日から入札を執行する発注機関が指定する日までを含むものであること。

(コ) 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されていること。

エ 入札保証保険の締結

入札参加者から入札保険証券の提出を受けたときは次の事項を確認すること。

(ア) 被保険者が知事であること。

- (イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 保険契約者が入札参加者であること。
- (エ) 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
- (オ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (カ) 保険金額がその見積もる入札金額の 100 分の 5 以上であること。
- (キ) 定額てん補方式であること。
- (ク) 保険期間は書類提出日から入札を執行する発注機関が指定する日までを含むものであること。

オ 契約保証の予約

入札参加者から契約保証の予約証書の提出を受けたときは次の事項を確認すること。

- (ア) 名あて人が知事であること。
- (イ) 金融機関又は保証事業会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 予約契約者が入札参加者であること。
- (エ) 金融機関又は保証事業会社と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る建設工事等について契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。
- (オ) 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- (カ) 契約希望金額が入札参加者が見積る入札金額以上であるか、又は保証金額が入札参加者が見積もる入札金額の 10 分の 1 以上であること。
- (キ) 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- (ク) 予約契約者が予約完結権を行使するにあたっていかなる留保も付されていないこと。

3 入札保証金等の納付又は書類に不備等があるときの取扱い

- (1) 入札を執行する発注機関は、次のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者を失格とする

ア 入札参加者が入札保証金を納付せず担保の提供もなく、免除事由にも該当しない場合

イ 入札参加者が納付又は提供した入札保証金等の納付額が不足である場合

ウ 2(1)により提出された書類に不備がある場合（ただし軽微なものを除く）

- (2) (1)により入札参加者を失格とした場合、入札を執行する発注機関は、入札参加者に対し、4に規定する手続によりすみやかに入札保証金の還付等を行うものとする。この場合において「落札者決定後」とあるのは、「入札者を失格とした際」と読み替える。

4 落札決定後の取扱い

落札者決定後の入札保証金等の取扱いは、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 入札保証金

ア 入札を執行する発注機関は、入札参加者に対し、入札保証金還付請求書（様式 1）の提出を求めるものとする。

イ 入札を執行する発注機関は、入札保証金還付請求書を受理したときは、歳入歳出外現金払渡票により還付の手続きを行う（財務規則第 118 条、第 119 条等）。ただし、落札

者に対しては、契約締結後に還付する。

ウ 入札を執行する発注機関は、入札保証金還付請求書の写しを入札書と一緒に保管するものとする。

(2) 利付国債又は地方債

ア 利付国債又は地方債については和歌山県保管有価証券取扱規程（昭和 39 年訓令第 10 条）により払渡しを行う（財務規則第 118 条、第 119 条）。ただし、落札者に対しては、契約締結後に払渡しを行う。

イ 入札を執行する発注機関は、払渡し請求書の写しを入札書と一緒に保管するものとする。

(3) 金融機関の保証

ア 入札を執行する発注機関は、金融機関の保証書（保証期間を変更した場合の変更保証書を含む。）を落札決定後（落札者に係る保証書については契約締結後）に、入札参加者を經由して金融機関に返還するものとする。

イ 保証書を入札参加者に交付するときには、入札参加者から保証書に係る受領書（様式 2）を提出させるものとする。

ウ 入札を執行する発注機関は、保証書に係る領収書及び保証書の写しを入札書と一緒に保管するものとする。

(4) 入札保証保険契約の締結

入札を執行する発注機関は、入札保証保険に係る証券を落札決定後（落札者に係る証券については契約締結後）においてもそのまま入札書と一緒に保管するものとする。

(5) 契約保証の予約

入札を執行する発注機関は、契約保証の予約証券を落札決定後（落札者に係る証券については契約締結後）においてもそのまま入札書と一緒に保管するものとする。

5 保証期間不足時の取扱い

入札を執行する発注機関は、契約を締結する見込みの期日（以下「契約締結見込日」という。）を変更する必要が生じ、金融機関による保証期間が契約締結見込日を含まなくなるときは、入札参加者に対して（落札者が決定している場合は落札者に対して）、保証期間を変更保証書の提出日から入札を執行する発注機関が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関が交付する変更保証書の提出を求めるものとする。なお、入札保証保険の場合にあっては、保険期間は落札者については契約が締結されるまで、落札者以外の者については入札執行後まで存続するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 入札を執行する発注機関は、入札参加者から変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。

ア 名あて人が知事であること。

イ 保証人が金融機関であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ウ 保証委託者が入札参加者であること。

エ 保証期間を変更する旨の記載があること。

オ 保証に係る建設工事等の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

カ 変更後の保証期間に変更保証書の提出日から新たな契約締結見込日までが含まれていること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。

(2) 入札を執行する発注機関は、変更保証書を保管するものとする。

6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

落札者が契約を締結しない場合の取扱いは、次によるものとする。

(1) 入札保証金

入札を執行する発注機関は、入札保証金を歳入に組み入れる手続を行うものとする。

(2) 利付国債又は地方債

入札を執行する発注機関は、担保としての利付国債又は地方債を普通財産に受け入れる手続を行うものとする。

(3) 金融機関の保証

ア 入札を執行する発注機関は、保証契約の定めにより保証金請求書及び保証書の写し等を金融機関に提出するとともに納入通知書を送付するものとする。

イ 入札を執行する発注機関は、アの規定により納入通知書を送付後当該納入通知書により保証金の納入があったときは、保証書を金融機関に提出するものとする。

(4) 入札保証保険契約の締結

入札を執行する発注機関は、保険契約の定めにより保険金請求書及び入札保証保険に係る証券を保険会社に提出するとともに、納入通知書を送付するものとする。

(5) 契約保証の予約

入札を執行する発注機関は、損害賠償請求を行うものとする。

7 契約保証金への振り替え時の取扱いについて

入札を執行する発注機関は、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債等（以下「入札保証金又は国債等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債等（以下「契約保証金等」という。）の一部に振り替えることができる。この場合において、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金又は国債等の額を控除した金額とする。

なお、入札保証金に代わる担保が金融機関の保証の場合にあっては、契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることはできないものとする。また、入札保証保険及び契約保証の予約についても同様とする。

8 入札保証の取扱いについて

入札保証金等の納付及び書類については、落札者の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。

9 その他

入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は、入札者の負担とする。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に存する様式用の紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。